

台風が近づいていますので、下記の通り留意してください。

※「2011 学生生活のしおり」P15 参照

池坊短期大学 教務部

## 授業について

### 6. 臨時休講となる場合

- (1)「暴風警報」が気象庁予報区域による「京都府南部」、「京都・亀岡」、「京都市」のいずれかに発令された場合（大雨・洪水・大雪警報は臨時休講になりません。）  
 ※上記以外の地域に暴風警報が発令された場合は、平常通り授業を行います。気象状況等により登校できない場合は、欠席届（証明書等添付）を提出してください。

#### ●気象庁発表による「暴風警報」解除時刻と授業の実施について

| 警報の解除時刻       | 授業の開始(試験の実施)   |
|---------------|----------------|
| 午前 7時までに警報解除  | 平常授業(実施)       |
| 午前 7時時点で警報発令中 | 午前中休講          |
| 午前10時までに警報解除  | 午後から授業(午後から実施) |
| 午前10時時点で警報発令中 | 終日休講(実施なし)     |

※ただし、実験・実習・実技科目等の授業が午前・午後をわたる場合はその授業時間が終わるまで休講とします。なお、授業中に警報が発令された場合は、原則としてその授業時間が終わった後、休講とします。

- (2) 交通機関の不通の場合 (①または②のいずれかの条件を満たす場合)

①京都市営バス・京都地下鉄が同時に全路線・全区間で不通の場合

②下表(A)～(D)の2つ以上の交通機関において、指定区間の全てまたは一部が同時に不通の場合(注1)

|     | 交通機関(路線)    | (指定区間)                 |
|-----|-------------|------------------------|
| (A) | J R (東海道本線) | (米原～大阪) 区間内の全てまたは一部    |
| (B) | 阪急電車(京都線)   | (河原町～梅田) 区間内の全てまたは一部   |
| (C) | 京阪電車(京阪本線)  | (出町柳～淀屋橋) 区間内の全てまたは一部  |
| (D) | 近鉄電車(京都線)   | (京都～大和西大寺) 区間内の全てまたは一部 |

(ただし、特急列車のみ一部運休などの場合を除く)

※上記以外の交通機関・路線が不通の場合は、平常通り授業を行います。代替手段もなく登校できない場合は、欠席届（証明書等添付）を提出してください。

(注1)「A～Dの2つ以上の交通機関において、指定区間の全てまたは一部が同時に不通」とは例えば、(A)JRの「京都～大阪」と(B)阪急電車の「烏丸～梅田」間が午前7時時点でどちらも不通となっている。

#### ●交通機関の運行再開時刻と授業の実施について

| 運行再開時刻        | 授業の開始(試験の実施)   |
|---------------|----------------|
| 午前 7時までに運行再開  | 平常授業(実施)       |
| 午前 7時時点で運行中止中 | 午前中休講          |
| 午前10時までに運行再開  | 午後から授業(午後から実施) |
| 午前10時時点で運行中止中 | 終日休講(実施なし)     |

※ただし、実験・実習・実技科目等の授業が午前・午後をわたる場合はその授業時間が終わるまで休講とします。

※上記以外の自分の居住地に係る交通機関の不通および暴風警報発令などは、自身の判断で安全確保に努め、欠席については、教務部まで事由を記載した書類を持参の上、申し出てください。

